

【今年2回目】堤防の刈草を無償で提供します！！

～家畜の敷きわらなどにご利用下さい～

国土交通省 能代河川国道事務所（鷹巣出張所・二ツ井出張所）では、堤防除草で発生する刈草を家畜の敷きわらなどに有効利用していただくため、希望者へ無償で提供いたします。

無償提供は年2回（夏期・秋期）実施しており、今回は2回目（秋期）の提供となります。

- 申し込み方法： 鷹巣出張所・二ツ井出張所にて所定の申し込み用紙に必要事項を記載し、押印の上、提出していただきます。
- 引き渡し条件： 引き渡し場所は各出張所で指定します。（米代川堤防沿川）刈り込みから梱包までは、各出張所の堤防除草作業にて行いますが、現地からの『積み込みと運搬は個人負担』となります。
- 応募受付期間： 平成29年 9月14日（木）から 平成29年 9月29日（金）
- 刈草提供時期： 平成29年 9月中旬から 平成29年10月下旬予定
- 応募資格： 個人、法人、地方公共団体、学校
（※ただし、使用用途として自家消費される方に限定します。）

【堤防除草の目的と現状】

堤防除草は、出水や地震等における堤防の異常を早期に発見する目的の他、水防活動の円滑化や不法投棄の監視、環境の保全等のために年2回実施しています。

当事務所では、刈草の有効利用を目的に平成22年度から刈草を畜産農家等の希望者に、無償で提供してきました。

刈草を家畜の敷きわらなどに積極的に有効利用することにより、刈草の運搬処分にかかるコストの縮減にも寄与するものであります。

鷹巣・二ツ井出張所で
実施【刈草・梱包】



刈草ロール



サイズ：φ50cm×73cm
重量：20～30kg



提供希望者で実施
【積込・運搬】



提供場所は当方で
指定します。

＜発表記者会：能代市記者クラブ・大館市記者クラブ・北秋田市記者クラブ＞

問 い 合 わ せ 先

◎ 国土交通省 能代河川国道事務所

二ツ井出張所長 藤原 孝史

TEL：0185-73-5432

鷹巣出張所長 佐藤 徹志

TEL：0186-62-1226

事務所ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/>